★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★★□★◇★□★

ＮＰＯ関連情報お知らせメール　（令和４年10月19日号）

★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★★□★◇★□★

大阪府男女参画・府民協働課より「ＮＰＯ関連情報お知らせメール」にご登録

いただいた皆様へ情報提供させていただきます。

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

◆◇◆目　次◆◇◆

【１】2023年度「児童・少年の健全育成助成」及び「生き生きシニア活動顕彰」について

【２】その他の助成情報

【３】「民都・大阪」フィランソロピー会議事務局からの周知依頼

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【１】2023年度「児童・少年の健全育成助成」及び「生き生きシニア活動顕彰」について

-------------------------------------------------------------------------------------

公益財団法人日本生命財団から2023年度の助成及び顕彰団体の推薦依頼が

ありましたので、以下のとおり募集します。

１．児童・少年の健全育成助成

【対象団体】

　次の要件を満たしている民間の団体（法人格の有無は問わない）

※主に大阪府内で活動している団体に限る。

（１）申請時点で設立後１年以上の活動実績がある団体

（２）常時10名以上の構成員がいる団体

ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」を行う団体は、

活動の対象となる児童・少年の延べ人数を含めます。

（３）構成員の半数以上が18歳未満の児童・少年である団体。

ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」「フリースクール活動」

を行う団体には、この要件を適用しません。

（４）少なくとも月１回以上を目処として定例活動を行っている団体

（５）助成により購入した物品を直接・継続的に活用し管理できる団体

※なお、新型コロナウイルスの影響で現在活動を自粛中の団体様におかれましても

応募可能となっておりますので、奮ってご応募ください。

【対象活動】

　次代を担う児童・少年が健やかに育っていくために、定期的に継続して行っている次のような活動

活動分野１：自然と親しむ活動

活動分野２：異年齢・異世代交流活動

　活動分野３：子育て支援活動

　活動分野４：療育支援活動

　活動分野５：フリースクール活動

【助成内容】

　活動に常時・直接必要な物品の購入資金を助成

助成金額は、次のとおり。

・１団体30万円から60万円

　　60万円を超える物品購入を希望される場合は、総額に占める申請額の割合が

６割以上であることが必要です。

　　物品購入総額と助成金額との差額は、自己資金からご負担いただくことになります。

【対象物品】

　対象活動を継続的に展開するにあたって、その活動になくてはならない直接活用物品で、

子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品

２．生き生きシニア活動顕彰

【対象団体】

高齢者が主体となり、長きにわたり継続して月１回以上の地域貢献活動に取り組んでおり、

今後とも安定した活動が見込まれる民間の団体（法人格の有無は問わない）

※主に大阪府内で活動している団体に限る。

※なお、新型コロナウイルスの影響で現在活動を自粛中の団体様におかれましても

応募可能となっておりますので、奮ってご応募ください。

【対象活動】

（１）高齢者による児童・少年の健全育成活動

　（２）高齢者による障がい者支援活動

　（３）高齢者による高齢者支援活動

　（４）高齢者による地域づくり活動

【顕彰金額】

　１団体　５万円

３．共通事項

【申請方法】

　申請前に「申請要項」を必ずご確認ください。

財団所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付のうえ、以下の宛先まで

郵送により提出してください。

＜提出書類＞

・申請書

・団体の内容に関する資料（定款、会則、会報、年間スケジュール、収支報告等）

・特殊な物品についてはパンフレット（「児童・少年の健全育成助成」のみ）

＜宛先＞

　〒540－8570

　大阪府大阪市中央区大手前二丁目

　大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課法人指導グループ

【提出期限】

　令和４年10月３日(月)から令和４年11月16日(水)まで【消印有効】

【助成の決定】

申請多数により推薦枠を超える場合は、抽選により選定のうえ、ニッセイ財団に推薦します。

　12月下旬に、大阪府からニッセイ財団に推薦し、ニッセイ財団が助成及び顕彰の決定を行い、令和５年４月末までに書面にて通知します。

　助成及び顕彰の決定は、ニッセイ財団にて行います。

大阪府からの推薦により必ず決定するものではないのでご留意ください。

【お問い合わせ】

大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課法人指導グループ

　メールアドレス：[shidokansa-02@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shidokansa-02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/nissei/2023nissei.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【２】その他の助成情報

現在公募中のその他の助成情報についてお知らせします。

申込方法等詳細については、記載のホームページをご確認ください。

-------------------------------------------------------------------------------------

■セーブ・ザ・チルドレン　子ども・地域おうえんファンド

　日本国内で子ども支援活動を行う地域の非営利団体を対象とした助成プログラムです。このファンドを通じて、日常生活における子どもの権利の実現を目指します。

【対象団体】

　特定非営利活動法人（NPO 法人、認証・認定）、一般法人（非営利型）、公益法人、

社会福祉法人、任意団体などの非営利団体。

※法人格未取得でも対象となりますが、継続性のあることを原則とします。

【活動分野】

　子どもの権利実現につながる活動を広く対象としますが、特に次の分野を歓迎します。

・子どもの貧困問題の解決

・子ども虐待の予防、虐待や不適切な養育を受けた子どもへの支援

・災害時の子どもの保護のための取り組み、子どもとともに進める防災

※上記いずれの活動においても、子どもの意見の尊重や参加を促進する取り組みが

なされていること、または申請事業の中でそうした取り組みを実践する計画が

あることを重視します。

【応募期間】

2022年10月１日(土)から10月30日(日)23時59分まで

(応募フォーム送信完了時間）

【お問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

国内事業部 地域連携事業　瀬角（せすみ）・庄司（しょうじ）

メールアドレス：[japan.cn@savethechildren.org](mailto:japan.cn@savethechildren.org)

電話：03-6859-6869（平日９時半から18時まで）

▼詳しくはこちら▼

<https://www.savechildren.or.jp/lp/josei-koubo/>

-------------------------------------------------------------------------------------

■大阪コミュニティ財団　2023年度助成

　大阪コミュ二ティ財団に設置されている基金のうち、2023年度助成を公募する基金と金額が決定し、募集を開始することになりました。

様々な分野で、社会貢献活動に真摯に取り組んでおられる皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

【助成対象となる団体・事業】

　１年以上の活動実績を有する非営利団体（法人格の有無は問いません）が、

2023年４月１日から2024年３月31日までの間に、実施を予定している公益に資する事業。

【提出期限】

　2022年11月28日(月)まで（当日の消印有効）

【お問合せ】

　〒540-0029　大阪市中央区本町橋2-8　大阪商工会議所ビル5階

公益財団法人大阪コミュニティ財団事務局（勝山、鱧谷（はもたに））

電話：06-6944-6260　FAX：06-6944-6261

メールアドレス: [info@osaka-community.or.jp](mailto:info@osaka-community.or.jp)

▼詳しくはこちら▼

<http://www.osaka-community.or.jp/contents/grant/grant_guide.htm>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【３】「民都・大阪」フィランソロピー会議事務局からの周知依頼

-------------------------------------------------------------------------------------

・「非営利組織不正防止注意喚起国際週間」（本年10月17日から21日まで）は、

イギリスの民間団体がサイバー犯罪や横領等に対して、非営利組織に注意を呼びかけ、

各国の非営利組織の規制庁（例えばイギリスのチャリティ・コミッションや

米国の内国歳入庁）が賛同して非営利法人に対して注意喚起を呼びかけているものです。

・しかし、我が国では、法人格別の縦割り構造から対応の遅れが生じているところであり、

「民都・大阪」フィランソロピー会議では、中央政府に先駆けて対応するため、

「非営利組織不正防止注意喚起国際週間」に参加し、広く非営利セクターの方々に対して、

同週間について周知することといたしました。

・この週間は、不正防止の重要性への普及啓発を目的とした国際的な取組みであるので、

広く非営利組織に情報共有されることを期待しています。

（参考）「非営利組織不正防止注意喚起国際週間」（本年10月17日から21日まで）<https://www.fraudadvisorypanel.org/charity-fraud/charity-fraud-awareness-week/>

※英語のみ

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

※本メールは送信専用システムにより送信させていただいております。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ

〒540-0008

大阪市中央区大手前１丁目３番49号

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階

電話：06-6210-9320（直通）

FAX：06-6210-9322

メール：[fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊